注　補完中継局の空中線電力は、中波放送の親局の放送区域のうち災害発生時において中波放送の継続が困難となるおそれのある地域における平成23年総務省告示第285号（超短波放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局の地上波電界強度の値を定める件）に規定する超短波放送の電界強度を確保するために必要最小の値とする。	
［２・３　略］	［２・３　同左］
［第５～第７　略］	［第５～第７　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	

○経済産業省告示第百五十二号

エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第五条第一項の規定に基づき、令和五年経済産業省告示第三十二号（エネルギー源の環境適合利用に関する石油精製業者の判断の基準）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十月十日

経済産業大臣　武藤　容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
１．エネルギー源の環境適合利用の目標及び実施方法について	１．エネルギー源の環境適合利用の目標及び実施方法について
⑴・⑵　［略］	⑴・⑵　［略］
⑶　エネルギー源の環境適合利用の目標及び実施方法について	⑶　エネルギー源の環境適合利用の目標及び実施方法について
①　一の特定石油精製業者が、他の一の特定石油精製業者等の親会社、子会社若しくは関連会社（以下「関係会社」という。）である場合又は共通の石油元売会社等の関係会社である場合、一の特定石油精製業者が自らのバイオエタノールの利用の目標量を増加させ、又は減少させる際、当該他の一の特定石油精製業者は、その増加させ、又は減少させた数量に相当する数量を自らの利用の目標量から減少させ、又は増加させることができる。	①　一の特定石油精製業者が、他の一の特定石油精製業者等の親会社、子会社若しくは関連会社（以下、関係会社という。）である場合又は共通の石油元売会社等の関係会社である場合、一の特定石油精製業者が自らのバイオエタノールの利用の目標量を増加させる際、当該他の一の特定石油精製業者は、その増加させた数量に相当する数量を自らの利用の目標量から減少させることができる。
②～⑦　［略］	②～⑦　［略］
⑷・⑸　［略］	⑷・⑸　［略］
２．ＧＨＧ排出量の算定及び削減の基準について	２．ＧＨＧ排出量の算定及び削減の基準について
⑴・⑵　［略］	⑴・⑵　［略］
⑶　ＧＨＧ排出量削減基準は以下のとおりとする。	⑶　ＧＨＧ排出量削減基準は以下のとおりとする。
①　バイオエタノールのＬＣＡでのＧＨＧ排出量が、揮発油のＬＣＡでのＧＨＧ排出量（90.17ｇCO2eq／ＭＪ）に比較して40％未満であること。	①　バイオエタノールのＬＣＡでのＧＨＧ排出量が、揮発油のＬＣＡでのＧＨＧ排出量（88.74ｇCO2eq／ＭＪ）に比較して40％未満であること。
②　①に該当しない場合であっても、当年度に利用したすべてのバイオエタノールのＬＣＡでのＧＨＧ排出量を次に掲げる式により加重平均して得た値（ただし、同一の事業者から調達したバイオエタノールのＬＣＡでのＧＨＧ排出量については、当該事業者が供給した	②　①に該当しない場合であっても、当年度に利用したすべてのバイオエタノールのＬＣＡでのＧＨＧ排出量を次に掲げる式により加重平均して得た値（ただし、同一の事業者から調達したバイオエタノールのＬＣＡでのＧＨＧ排出量については、当該事業者が供給した